

只木ゼミ後期第7問

設例1

甲は、A から事業資金 1000 万円を借りるのにあたって、自己の所有にかかる土地(時価総額 1 億円)に A のために抵当権を設定した。その後、甲は A がいまだに抵当権設定登記をしていないことを奇貨として、本件土地につき A との間に抵当権設定契約が結ばれていることを知らない B から 1000 万円を借りた上で B のために本件土地に抵当権を設定し、B は登記を終えた。

甲の罪責を検討せよ。

設例2

乙は、X 町森林組合の組合長であったところ、法令により政府から森林組合に対して貸し付けられた政府貸付金 100 万円を保管中、そのうち約 50 万円を組合名義で町役場に貸与支出した。なお、この政府貸付金は、組合員に造林資金として転貸交付する目的をもって貸し付けられたものであり、同法はかかる貸付金を組合員に造林資金として転貸交付する以外のいかなる用途にも流用支出することは出来ないと規定していた。

乙の罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁昭和 34 年 2 月 13 日第二小法廷判決